

別紙

諮問第1109号

答 申

1 審査会の結論

本件非開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が、昭和61年当時に勤務していた特定の教職員3名（以下「本件教職員」という。）を名指しして行った、同人らに係る「（1）処分（懲戒処分及び分限処分）に関する公文書（以下「本件請求文書1」という。）、（2）教育職員免許状原簿（以下「本件請求文書2」という。）」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都教育委員会が平成29年8月9日付けで行った本件非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求は、特定職員3名に対する懲戒又は分限処分に係る情報の開示を求めたものであり、当該情報は条例7条2号に該当する。また、本件開示請求で求められている教育職員免許状原簿は、免許状の種類、氏名、本籍地等を記載した個人情報を含む公文書であり、条例7条2号に該当する。

以上のことから、本件開示請求に係る公文書が存在するか否かを答えるだけで、条例7条2号に該当する非開示情報を開示することとなるため、条例10条に基づき、当該公文書の存否を明らかにしないで、開示しない旨決定したものである。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、平成29年12月13日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年7月14日及び16日に実施機関から理由説明書を、同年8月27日

に審査請求人から意見書を収受し、同年8月28日（第209回第一部会）から同年10月22日（第211回第一部会）まで、3回の審議を行った。

## （2）審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### ア 本件請求文書1について

本件請求文書1は、本件教職員に対する懲戒処分及び分限処分に関する公文書であり、その存否を答えることにより、本件教職員が実施機関から懲戒処分等を受けたことがあるか否か（以下「本件存否情報1」という。）が明らかになるものであるところ、本件存否情報1は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであると認められ、条例7条2号本文に該当する。

次に、同号ただし書該当性について検討する。

教職員に対する懲戒処分等の公表について、実施機関に説明を求めたところ、懲戒処分を行った案件については一定の情報を報道発表するとともに、平成21年以降はホームページへ掲載しており、その公表期間は発令後6か月間であること及び学校名や教職員氏名を公表するのは原則として懲戒免職の案件であることが確認された。この点、仮に本件教職員について懲戒処分が行われていた場合であっても、ホームページにおける公表を開始した平成21年より前の時期となることから、本件存否情報1は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、同号ただし書イに該当しない。

また、本件存否情報1は、個人の正当な権利利益の保護の必要性に優越して、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることがより必要な情報であるとは認められないことから、同号ただし書ロに該当せず、さらに、教職員の身分取扱いに係る情報であって、職務の遂行に係る情報とは認められないことから、同号ただし書ハにも該当しない。

### イ 本件請求文書2について

本件請求文書2は、本件教職員に係る教育職員免許状原簿である。教育職員免許法

(昭和24年法律第147号) 5条7項、8条1項及び同条2項において、教育職員免許状原簿は、教職員に対して免許状を授与した都道府県教育委員会が作製し、保存することが規定されていることから、本件請求文書2の存否を答えることにより、本件教職員が実施機関から免許状を授与されたことがあるか否か(以下「本件存否情報2」という。)が明らかになるところ、本件存否情報2は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであると認められ、条例7条2号本文に該当する。

次に、同号ただし書該当性について検討する。

本件存否情報2は、教職員の身分取扱いに係る情報であって、職務の遂行に係る情報とは認められないことから、同号ただし書ハに該当せず、その内容及び性質から、同号ただし書イ及びロにも該当しない。

以上のことから、本件存否情報1及び2は、条例7条2号に該当し、本件請求文書1及び2の存否を答えるだけで、条例7条2号に規定する非開示情報を開示することとなると認められるので、条例10条に基づき開示請求を拒否した実施機関の決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書及び意見書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、寺田 麻佑